



あいネット島根

Tel 0852-32-5960
Fax 0852-32-5961



2011年度手話通訳者全国統一試験の県内合格者6名!

手話通訳者全国統一試験に県内で6名(合格率54.5%)が合格されました。昨年12月3日に全国49団体(45都道府県、4政令都市)で実施され、1507名が受験し、486名が合格しました。(合格率32.25%)

手話通訳者として聴覚障害者のコミュニケーション保障、情報保障の支援に活躍いただけることを願っております。おめでとうございます。



宇津美記子さん
(浜田市)



山崎陽子さん
(松江市)



松尾裕司さん
(松江市)



平田妙子さん
(松江市)



板垣紀子さん
(出雲市)



古浦高代さん
(松江市)



新規職員の紹介

3月末で青木相談員が退職となり、4月から仁宮相談員となります。2人からのコメントです。

4月から情報センターに入りました。

相談員として、一生懸命頑張りますのでよろしくお願い致します。



生活相談員 仁宮 明美

ご挨拶

10年間、いろいろな出会いがありました。私自身もよい経験をさせていただき、みなさんに感謝しております。ありがとうございました。

青木 万里



Thank you

情報センターからのお願い

メールアドレスや住所、電話番号(FAX)など登録内容に変更のあった場合は、情報センターまでお知らせください。



おもなできごと

各検討委員会報告

手話事業検討委員会

2月5日に手話事業検討委員会を開催しました。平成23年度に開催した手話関係事業についての報告と、平成24年度の予定について検討しました。

県内の手話通訳の人材確保のための、「手話通訳者ステップアップ講座」「手話奉仕員等研修会」「手話指導者研修会」「手話通訳者全国統一試験のための事前学習会」「手話通訳者養成担当講師研修会」について開催場所、内容などについて委員から意見をいただきました。24年度の手話事業の充実に向けて、反映させていきたいと思ひます。

要約筆記事業検討委員会

1月8日(日)、3月25日(日)いきいきプラザにて、要約筆記者制度についての協議、今年度の事業報告、来年度の事業計画について説明をしました。

要約筆記者制度の詳細は、3ページに記載していますのでご覧下さい。

ビデオ情報化事業検討委員会

2月5日(日)にビデオ情報化事業検討委員会を開催しました。今年度の事業報告、来年度の事業計画案について説明し、ライブラリー事業、ビデオ制作、ホームページ等について委員の方からたくさんのご意見をいただきました。事業の充実化を図るとともに、より多くの方に情報センターを利用していただけるようPRに努めていきたいと思ひます。



福祉講演会を開催しました

「認知症の診断と治療」をテーマに福祉講演会を開催しました。

認知症と診断するためには、簡易テストや、頭部をCTやMRIで調べることで診断します。症状にあわせた治療を行うことで、認知症の進行を遅くすることもできるのです。もの忘れが多くなったかな?など気になることがあれば、医師へ相談することも大切です。

利用者交流会を開催しました

利用者交流会は、まず、簡単な体操をしました。

☆体操の特徴☆

- ①ひとりひとりの能力に合わせて行えるように工夫されていること
 - ②体操の中に日常生活の基本となる動きを取り入れている
 - ③高齢者のからだによくない動きを行わない
 - ④強く息を吐くことで体の緊張をほぐして運動ができる
- といった、高齢者にあわせた体操です。

強く息を吐くことで、リラックスして体操ができました。また、からだ痛くなるということもなく、気持ちよかったです。

体操が終わったあとは、茶話会をしました。いろいろな話でもりあがって楽しい交流会でした。



ADL 対応型高齢者体操

「ADL」とは立つ、座る、歩く、横になる、起き上がるなどのからだを動かせる能力「日常生活動作能力」のことで、この体操は、能力の回復、維持を目的につくられています。



『要約筆記の取扱が変わります』

要約筆記については、裁判員制度の発足などにより高い専門性を持った人材を確保する必要が生じたため、要約筆記奉仕員に加え要約筆記者を県が養成、登録を行うことになりました。この取扱は以下のとおりとなりました。

1、要約筆記者の登録

- * 全国統一要約筆記者認定試験を合格した者（「手書き」と「パソコン」に区別）

2、全国統一要約筆記者認定試験

- * 受験対象者
 - ・ 要約筆記者養成講習会履修者
 - ・ 要約筆記者移行講習会を履修した要約筆記奉仕員
 - ・ 要約筆記者指導者養成研修受講者
- * 認定試験は、「手書き」と「パソコン」に区別（両方受けることも可能）

3、要約筆記者養成講習会

- * 平成25年度から開催する。
- * 1講習は、2ヵ年度で行う。（H25～H26）、カリキュラム必修84時間。
- * 定員は20名程度（手書きコース、パソコンコース合わせて）
- * 養成講習会の課程修了は、講義編、実技編それぞれ全講習回数の3分の2以上（端数切捨て）を受講した者
- * 受講料は今後検討のうえ決定する。

4、要約筆記者移行講習会

- * 講習対象者は、市町村登録の要約筆記奉仕員
- * 平成24年度に開催、講習時間は32時間
- * 移行講習会は、平成24年度、2講習を実施する。

（松江市、浜田市）

- ・ 平成25年度以降は、「3、要約筆記者養成講習会」の内、前述の移行講習のカリキュラムに該当する講座を受講すること。
- ・ 移行講習会は、当面平成28年度までの5ヵ年で終了する。

以降は「3、要約筆記者養成講習会」を新規受講者と同様に受講が必要となる。

- * 定員は松江・浜田で各20名程度（手書きコース、パソコンコース合わせて）
- * 養成講習会の課程修了は、講義編、実技編それぞれ講習回数の3分の2以上（端数切捨て）を受講した者
- * 平成24年度の受講料は「無料」

移行講習会の日程表

浜田会場	松江会場
5月20日（日）	5月27日（日）
6月 3日（日）	6月17日（日）
7月 1日（日）	7月 8日（日）
7月22日（日）	7月29日（日）
8月19日（日）	8月26日（日）
9月 2日（日）	9月30日（日）
11月 4日（日）	10月14日（日）
11月25日（日）	11月18日（日）

※詳細につきましては、
ホームページをご覧ください。

全国統一要約筆記者認定試験を実施しました！

H24.3.11（日）全国統一要約筆記者認定試験を実施し、2名が合格されました。おめでとうございます。移行講習会、要約筆記者養成講習会に参加していただき、1人でも多くの要約筆記者が登録されることを願っています。

災害に備えて

前号で本県における災害時の情報取得と避難支援の制度を紹介しましたが、今回は「避難所」において聴覚障害者の皆さんが注意すべきことを紹介します。

1、避難所において困ること

避難所における情報伝達は、健聴者を主体に行われるため、音声によるものがほとんどです。このため聴覚障害者は食事の配給や避難所で過ごすために必要な情報が入ってこず、孤立状態におちいり易くなります。

災害時は避難所を運営する市町村役場の職員等も余裕が無いため、聴覚障害者への配慮が足らなくなることが考えられます。

そこで聴覚障害者自らが自分の存在をアピールすることが必要です。

そのため、次のようなものを準備すると便利です。

① ゼッケン



② 名札



2、避難所に行くときに準備しておく便利なもの

水や食料などの避難用具に加えておくと便利なものは、次のとおりです。

- ・ 携帯電話の充電器（乾電池式のものやハンドルを回して発電できるものを準備すると、停電時に対応でき、より便利です。）



- ・ 筆記用具（地区の役員や消防団員等、避難所でお世話をしてくださる人達や周りの人と意思疎通を図るために、必要です。最近では、電気で画面を光らせる「電子ペーパー」等便利なものがあります。）
- ・ 懐中電灯（避難所では消灯時間も早く、また停電時においてもトイレに行くとき等に便利です。さらに、合図を送って意思表示する等、コミュニケーション手段としても使えます。）
- ・ スリッパ（避難所においても素足で移動するのはケガをする場合がありますので、上履きとして準備をしておいてください。）



ライブラリーだより

ビデオライブラリー利用登録について

ビデオライブラリーの貸出については、手話通訳士、手話通訳者、手話奉仕員、要約筆記奉仕員の方々にも貸出できます。ただし、貸し出しできるDVD等は限定されていますので、詳しくは職員までお問い合わせください。

聴覚障がい者対応型 住宅用火災警報器を無料で設置！

これは、消防庁による「聴覚障がい者対応型火災警報器普及支援事業」で、ALSOKが事業推進のため、聴覚障がい者対応型住宅用火災警報器を無償給付・設置します。

- ◆実施期間：平成25年3月31日まで
- ◆支援対象者（1～3の全てに該当する方）
 1. 世帯主が生活保護を受給している。
 2. 世帯に障害者手帳（聴覚障がいに限る）を所持している方がいる。
 3. 「聴覚障がい者対応型住宅用火災警報器」が未設置である。

◆お問い合わせ

【ALSOK（アルソック）
テレフォンサービスセンター】

- ・フリーダイヤル…0120-297-949
- ・FAX…03-5305-6059
- ・メール…jyukeiki-shien@alsokbs.co.jp

※ホームページ

<http://www.jyukeiki-shien.jp>



こんなときには
『法テラス』を
利用しましょう！！

無料で

解決方法の情報提供が受けられます。

例えば・・・

- ・お金の貸し借り
 - ・離婚問題、子供の養育費の問題
 - ・訪問販売のトラブル、リフォームのトラブル
 - ・アパートの敷金の返還
 - ・賃金、アルバイト代の未払い
 - ・その他 ……
- *交渉の代理、書類の代理作成

相談窓口

法テラス島根 松江市南田町60
☎0503383-5500
メール：shimane@houterasu.or.jp

詳しくは、

「法テラス島根」までお問い合わせください。

※相談予約等は情報センターの
「中継連絡サービス」をご利用ください。

三二個展

展示作品を募集しています☆
ご希望の方は情報センターまでご連絡ください。

1月~2月(ステンドランプ・水彩画他)



松江ろう学校
生徒さんの作品

3月(手芸品)



手話サークルすみれの
みなさんの作品

いつもすばらしい
作品をありがとう
ございます



行事予定

※他団体主催

4月	5月	6月
10日 ※松江ろう学校入学式	12日 手話通訳者養成講習会(大田)	2日 手話通訳者養成講習会(浜田)
15日 ※全通研定期総会・研修会(松江)	19日 手話通訳者ステップアップ講座(松江)	3日 要約筆記者移行講習会(浜田)
21日 手話通訳者養成講習会(大田)	20日 要約筆記者移行講習会(浜田)	6~10日 ※全国ろうあ者大会(京都)
28日 手話通訳者養成講習会(大田)	※島根県難聴者協会定期総会(松江)	17日 要約筆記者移行講習会(松江)
	27日 要約筆記者移行講習会(松江)	20~21日 ※全国聴覚障害者情報提供施設協議会総会・大会(千葉)
	※島根県ろうあ者大会(松江)	30日 手話通訳者養成講習会(大田)

難聴者・中途失聴者のための手話教室

今年度も年間6回で開催予定です。日程等が決定したら案内を発送します。楽しみながら覚えていきましょう。
みなさんのご参加お待ちしております。



ブログもぜひご覧ください。
手話や要約筆記の付いた行事、日本語字幕付き映画の情報などが満載です☆
アドレスは次のとおりです。
<http://shimachou.blog8.fc2.com/>



編集後記

編集を担当して1年経過です。今回は記事が盛りだくさんで6ページとなりました。じっくりと最後まで読んでくださった皆さまありがとうございます

m(_ _)m

今年はなかなか暖かくならず、寒がりの私にはとてもつらいです。早く暖かくなれ~!

かずかず (1月4日~3月28日現在)

手話通訳派遣コーディネート	28件
要約筆記奉仕員コーディネート	43件
盲ろうコーディネート	14件
リレーサービス	52件
来館者数	350人